

2022 年 2 月 25 日

e けいび 利用約款

この度は、e けいびにお申し込み頂きありがとうございました。

申込者は、イオンディライトセキュリティ株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する e ラーニングシステムの導入に関して、この利用約款（以下「本約款」といいます。）についてご了承頂くものとします。

第 1 条（目的）

本約款は、当社が申込者に対し、警備業向け e ラーニングシステム（以下、「本システム」といいます。）の利用を許諾することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（定義）

本約款において、以下の各号の用語は、それぞれ次の意味で用いる。

- (1) Security Learning Wear とは、当社の提携するシステム会社が開発した、インターネット等のネットワークを用いて行う教育事業等に用いる総合プラットフォームプログラムを、当社が警備業向けに調整したものの総称であって、個々の学習内容に応じた学習コンテンツやその他の著作物を受講者に対して配信する機能、受講者の成績や進捗状況等を管理する機能、受講者用の掲示板など受講者間のコミュニケーションツール、その他様々な機能を有するシステム及びそれを用いたサービスをいう。
- (2) 「受講者」とは、本システムにより提供される学習コンテンツやコミュニケーションツールを使用する者として申込者に指定された者をいう。
- (3) 「管理者」とは、本システムの管理機能を利用して受講者の成績管理等を行う者として申込者に指定された者をいう。
- (4) 「受講者用 ID/PW」とは、受講者として本システムを使用するために必要な、本システムへのログイン用の ID 及びパスワードをいう。
- (5) 「管理者用 ID/PW」とは、管理者として本システムを使用するために必要な、本システムへのログイン用の ID 及びパスワードをいう。
- (6) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。

第 3 条（ライセンス）

- 1 当社は申込者に対し、本約款に定める条件に従って、本システムを利用することを許諾

する。

- 2 申込者は、本約款に定める条件に従って、管理者及び受講者に本システムを使用させることができる。
- 3 当社は、申込者が指定した受講者及び管理者に対して、本システムをインターネット配信する方法により提供し、使用させるものとする。
- 4 本システムの具体的内容については、当社が別途定める。
- 5 当社は、本システムの利用状況、運用状況、その他諸般の事情を考慮して、その独自の判断により、本システムの内容について、申込者に事前に連絡することなく、更新、追加、削除、その他の変更を行うことができる。この場合、変更前又は後速やかに申込者に対して通知するものとする。

第4条（管理者及び受講者の指定）

- 1 当社は、申込者に対し、最低1個の管理者用 ID/PW を割り当てるものとする。
- 2 申込者は、当社が定める管理者用 ID/PW の割当数の範囲内で、管理者として指定する者に対し、当該管理者用 ID/PW を割り当てるものとする。
- 3 申込者は、各受講者に対し、当社が定める受講者用 ID/PW の割当数の範囲内で、受講者用 ID/PW を割り当てる。

第5条（ID/PW の使用及び管理）

- 1 管理者用 ID/PW 及び受講者用 ID/PW は、前条に基づき割り当てられた本人のみが使用することができる。
- 2 申込者は、管理者用 ID/PW 及び受講者用 ID/PW（以下、本条にて併せて「ID/PW」という。）を適切に保管及び管理し、かつ、割り当てられた者に適切に保管及び管理させなければならない。
- 3 ID/PW の保管及び管理その他一切の取扱いに関しては、申込者が全ての責任を負うものとする。
- 4 申込者は、本約款で使用が許された者以外に ID/PW を使用させてはならない。
- 5 当社は、本システムの提供に関し、ID/PW のみを用いて本人確認をするものとする。本人以外によるなりすましや ID/PW の盗用等に起因して申込者又は受講者等に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負わないものとする。

第6条（本システムの使用方法）

- 1 当社が提携するシステム会社の判断により、本システムの使用方法を変更することができる。この場合、変更前又は後速やかに申込者に対して通知するものとする。

第7条（保守及びサポート）

本システムに関する保守及びサポートについては、当社と当社が提携するシステム会社にて行うものとする。

第8条（利用料）

本システムの利用料及び支払方法は、別途当社が定める。利用期間中の途中解約による利用料の返金を行わないものとする。

第9条（本システムの提供の停止）

1 当社は、次の事由が生じた場合には、本システムの提供を停止することができるものとする。

- (1) システムの保守又は工事のため、やむを得ないとき。
- (2) システムの障害などのため、やむを得ないとき。
- (3) クラッキングなどのためサーバに損害が及ぶと当社が提携するシステム会社が判断したとき。
- (4) 本システムを提供するために当社、申込者又は管理者もしくは受講者が利用する電気通信事業者の電気通信サービスに支障が発生したとき。
- (5) 受講者からのアクセスが輻輳するなど、システムの容量を超える利用がなされたとき。
- (6) 天災地変、疫病、その他不可抗力によりサービス提供が困難なとき。

2 当社は、前項の場合において本システムの提供を停止したことに関して、申込者又は受講者若しくは管理者に対して如何なる責任も負わないものとする。

第10条（本システムの権利関係）

1 申込者は、本システムに関して、本約款において明示された利用を行うことができるのみであり、本システムのデザイン、マニュアル、ノウハウ、データベースその他一切の著作権、所有権、その他の権利は当社と当社が提携するシステム会社に留保される。

2 本システムについて、受講者その他の第三者による不正利用又は不正使用が発見された場合、申込者は当社に協力して対処するものとする。

第11条（責任の制限）

1 当社は、申込者、管理者又は受講者（以下、本条において「申込者等」という。）が本システムを使用する際に用いるハードウェア、ソフトウェア、通信環境、又はサービス等のうち、当社が製造または関与していない、又は提供主体ではないものについては一切の責任を負わず、それに起因して申込者等又はその他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わないものとする。

2 当社は、本システムに申込者等が掲載するデータ・情報、及び申込者等の間で交換する

一切のデータ・情報（以下「コミュニケーション情報」という。）に関しては、一切の責任を負わないものとする。コミュニケーション情報に起因して又はコミュニケーション情報の不存在に起因して申込者等又はその他の第三者に紛争・損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わないものとする。

3 第9条に定める場合を除き、本システムの提供が24時間連続して中断した場合には、当社は申込者に対し、申込者が本約款に基づいて当社に支払った使用料の総額を全申込期間の時間数で除した金額を一時間あたりの損害額とみなし、24時間を超えた部分につき中断した時間数に応じて損害賠償金を支払うものとする。ただし、当該損害賠償金は、申込者が本約款に基づいて当社に支払った使用料の総額を上限とし、申込者が損害額を証明しえた内容に限るものとする。

4 前項の損害賠償金が、当社が申込者に対して支払う本システムに関する損害賠償の全てであって、本システムに起因して（本システム自体の瑕疵に起因するものも含むが、これに限られない。）生じた他のいかなる損害に関しても、契約責任・不法行為責任を問わず、当社は前項以外の損害賠償を行う義務を負わない。ただし、当社の故意に基づいて生じた損害についてはこの限りではない。

第12条（禁止行為）

申込者は、以下の行為をしてはならず、また管理者及び利用者その他の第三者をして以下の行為をさせてはならない。

- (1) コンテンツ、ソフトウェア、マニュアルその他本システムに関して当社が提供した著作物を複製・送信・改変し、第三者に利用させ、または第三者に譲渡・貸与する行為。
- (2) 本約款に定める以外の目的で本システムを使用することもしくは本システムに関連して営利を目的とした行為をすること、又はその準備行為。
- (3) 第三者の知的財産権、プライバシー権、名誉権、その他の権利を害する行為、又は害するおそれのある行為。
- (4) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為。
- (5) コンピュータウィルス等有害なプログラムを、本システムを通じて、又は本システムに関連して使用又は頒布する行為。
- (6) ID・PW を第三者に開示し、又は漏洩する行為。
- (7) 当社のシステムに過大な負担をかける行為。
- (8) 法令に違反する行為。
- (9) 不正アクセスをする、又は試みる行為。
- (10) 定められた使用方法と異なる方法で本システムを使用する行為。
- (11) 本システムの内容を変更、改変する行為。
- (12) その他、本システムの運営を妨げる行為。
- (13) 本約款における当社と同様の立場で、本システムを第三者に対して提

供する行為、その他、当社による本システムの販売活動に支障をきたす行為。

第13条（調査）

- 1 当社は、申込者による本システムの使用状況を調査するため、管理者及び受講者の名簿、本システムに関する売上の帳簿等、申込者が保有する本システムに関連する書類及びデータを、当社自ら又は当社が指定する代理人によって調査することができる。申込者は、当該書類を最低5年間保存するものとし、当該調査に協力するものとする。
- 2 前項の調査の結果、万一、本約款違反が発覚した場合、申込者は速やかに違反を解消するものとする。その具体的な対処方法について、当社と申込者で協議して決定するものとする。
- 3 前項の規定は、本約款違反に基づく当社からの解除権の行使を妨げるものではない。

第14条（受講者等との関係）

- 1 当社は、本約款に基づき、申込者に対してのみ本システムの提供義務を負うものであって、別途定める場合を除き、管理者及び受講者に対しては直接的・間接的を問わず何らの義務を負うものではない。
- 2 本システムに関連する管理者及び受講者からのクレーム、損害賠償請求、その他の請求については、申込者が責任をもって対処するものとし、当社を右請求から完全に免責させるものとする。

第15条（個人情報）

- 1 本システムの提供過程において収集される一切の管理者及び受講者の個人情報については、申込者が自らの責任において保有及び管理するものとする。
- 2 当社は、本システムの提供に必要な範囲内で、申込者から前項の個人情報の取扱いを受託するものとする。
- 3 前項の場合、当社は、善良なる管理者の注意義務をもって個人情報を取り扱うものとする。
- 4 個人情報に関する管理者又は受講者からのクレーム、損害賠償請求、その他の請求については、申込者が責任をもって対処するものとし、当社を右請求から完全に免責させるものとする。

第16条（秘密保持）

本約款の申込期間中であるか申込終了後であるかを問わず、申込者は、自己が知り得た本システムその他当社の営業に関する全ての技術上、営業上の情報を秘密に保持するものとし、当社の書面による事前の承諾なしに、これらを本約款目的以外の目的で利用してはならず、また受講者その他の第三者に漏洩してはならない。

第 17 条（従業員に対する措置）

- 1 前条の規定にかかわらず、申込者は、申込者サービスの提供のために必要最小限な情報を申込者の従業員に対し開示することができる。この場合、申込者は、申込者の従業員が前条の義務に違反することがないように、申込者の従業員と秘密保持申込を締結するなど適切な措置をとらなければならない。
- 2 申込者の従業員による前条の義務の違反は、申込者自身の義務違反とみなす。

第 18 条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社及び申込者は、互いに、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 当社及び申込者は、互いに、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社及び申込者は、相手方が暴力団員等もしくは本条第 1 項各号のいずれかに該当することが判明し、もしくは本条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は本条第 1 項に基づく表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、何らの催告をせず本契約を解除することができるものとし、相手方はこれにより生じた損害について何らの請求をしないものとする。

第 19 条（期間）

本契約の有効期間は、ID 発行日より 1 年間とする。なお、当社に対して解約希望日の 2 か月前までに告知することにより、本約款を途中解約することができるものとする。ただし、解約時には申込時に入金された金額の返金を行わないこととする。

第 20 条（解除及び損害賠償）

- 1 当社は、申込者に次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本約款を解除することができる。
 - (1) 本システムの利用料を支払わなかった場合
 - (2) 本約款の条項に違反した場合
 - (3) 本約款を継続しがたい重大な背信行為を行った場合
 - (4) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し又はそのおそれがある
と認められる相当の理由がある場合
 - (5) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (6) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - (7) 破産、民事再生開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合
- 2 前項の規定は、当社の申込者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第 21 条（終了後の措置）

- 1 本約款が期間満了、解除その他の事由により終了した場合、保守、サポート、その他本システムに関連するサービスも同時に終了するものとする。
- 2 前項の場合、申込者は、本システムに関する資料等を当社に返還又は当社の指定する方法に従って廃棄しなければならない。
- 3 本約款終了後においても、第 9 条第 2 項、第 10 条から第 16 条、第 18 条、第 20 条第 2 項、本条、第 23 条及び第 24 条の規定は、なお効力を有するものとする。

第 22 条（本約款の変更・修正）

当社は、1 日以上予告期間をおいてメールにて変更・修正後の本約款の内容を掲載することにより、いつでも本約款の内容を変更・修正することができるものとし、当該予告期間経過後は、変更・修正後の本約款の内容が適用されるものとする。

第 23 条（協議）

本約款に定めのない事項、又は本約款について当社と申込者で解釈を異にした事項について

は双方誠意をもって友好的に協議の上解決する。

第 24 条（管轄）

本約款により生じた紛争については大阪地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。